

社会福祉法人和寒町社会福祉協議会  
コロナに負けないための応援事業実施要領

〈趣旨〉

新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡大阻止に努める町内医療介護福祉関係施設や事業所に対する支援と、強い使命感を持って施設等に勤務する従事者を応援し、新型コロナウイルス感染症対応を確実なものにするため、コロナに負けないための応援事業を実施する。

〈事業内容〉

実施する応援事業は、次の事業です。

1. マスクバンク事業

新型コロナウイルス感染症の長期化を視野に、町民の善意によるマスクの寄付を募り、施設等の従事者や利用されている方などに届けます。

(1) ご寄付いただくマスク

- ① 未開封又は未使用のもの
- ② 不織布製（使い捨てマスク）又は既製品布マスク（国の配付マスク含）
- ③ 個々に包装されているもの

(2) 寄付をいただいたマスクは、施設等の状況を聞き取りしながら、優先順位の高い順から調整して配付します。

(3) マスクの在庫に余裕があるときは、生活困窮者や妊婦、高齢の障がい者などで希望する個人がいる場合は利用もできます。

2. 従事者慰労金交付事業

新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生を防ぐために、強い使命感で感染予防に努めている施設等の従業者に対し慰労金を交付し、その心身の抱える負担軽減の一助とする事業です。

(1) 慰労金の対象者は、施設等の従業者で、国の実施する医療分野及び介護障がい分野の従業者に交付される慰労金交付の対象となっていない者及び町内児童福祉施設で従事する者で、正規非正規または委託業務に関係なく、令和2年2月1日から9月30日までの間に10日間以上従事した方

(2) 慰労金は一人につき5万円とします。

(3) 対象となる方は慰労金代理申請委任状に必要事項を記入し、所属事業所に提出します。

(4) 提出された委嘱状により、所属事業所が取りまとめの上、11月30日（月）までに当会に申請することとしています。

(5) 当会は申請内容を確認し、交付すべきものと決定したときは申請者指定の口座に慰労金を振り込みます。振込日は、所属事業所に通知します。

### 3. クリーンアップボランティア事業

施設等の新型コロナウイルス感染症対策のために業務過多となっている施設内清掃や物品消毒作業を、ボランティアを募集登録し、派遣することにより施設等の従事者の負担軽減を図る事業です。

- (1) 本ボランティアに協力いただく町民を募集し、登録します。
- (2) 各施設等から、希望する清掃や消毒業務を受け付け、登録されたボランティアとのマッチング作業を行い、派遣します。
- (3) この事業は感染を防ぐための業務を対象としていますので、施設等において感染が明らかになったときは直ちに派遣を中止させていただきます。

#### 《その他》

事業実施に必要な事項について別に定めるものとします。

#### 《お問い合わせ先》

〒098-0111

和寒町字三笠 6 番地 特別養護老人ホーム芳生苑内

社会福祉法人和寒町社会福祉協議会 法人事務局

TEL 0165-32-3666 FAX 0165-32-4139